

教員養成・免許制度の改革について(全体イメージ)

【現行制度】

< 免許状の授与 >

免許状の授与

【授与の要件】
 学士の学位等の基礎資格
 教職課程の所要単位の修得

【有効期限】
 ・無し

【改革案】

< 免許状の授与及び更新 >

免許状の授与

【授与の要件】
 学士の学位等の基礎資格
 教職課程の所要単位の修得
 (教員として最小限必要な資質能力を最終的に形成し、確認するための科目を新設)

【資質能力の確認方法】

- ・新たな必修科目を新設(「教職実践演習(仮称)」)
- ・当該科目には、教員として求められる以下の事項を含むことを法令上明確化

使命感や責任感、教育的愛情等に関する項目
 社会性や対人関係能力に関する項目
 幼児児童生徒理解に関する項目
 教科等の指導力に関する項目

- ・1単位程度の科目とし、科目区分は、現行の科目区分とは異なる新たな区分(「総合実践に関する科目(仮称)」)を設定
- ・併せて、教職課程全体を通じた教職指導の実施について、法令上明確化

【有効期限】
 ・10年間

更新1回目

【基本的な考え方】

- ・更新制は、教職生活の全体を通じて、社会状況の変化等に対応して、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)を図る制度として設計

【更新の要件】

- ・有効期限内における一定の講習(免許更新講習)の受講・修了の確認により、更新の可否を決定

【免許更新講習】

- ・大学が主体的に開設する講習や、大学の指導のもとに教育委員会が開設する講習等で文部科学大臣が認定する講習
- ・講習に含む内容は、
 - { () 新設科目に含めることが必要な事項(上記 ~)と同様の内容
 - { () その時々で求められる教員としての資質能力に刷新(リニューアル)する内容
- ・有効期限の満了時の直近1年間程度の間、合計20~30時間程度を受講・修了

【更新の要件を満たさなかった場合】

- ・免許状は失効
- ・ただし、免許更新講習と同様の内容を含む講習を受講・修了すれば、失効してからの年数に関わらず、再授与の申請は可能

【有効期限】
・10年間

更新2回目

この他、

上進制度について、免許法別表第三の「良好な成績で勤務」の評価がより適切に行われるよう、改善を図ることが適當。

分限免職処分を受けた者について、明らかに教員としての資質能力に問題がある場合には、免許状を取り上げることができることとすることが可能かどうか検討。